都中農推発第60号

令和７年８月１日

各　ＪＡ指導経済担当部署　御中

ＪＡ東京中央会

（公印省略）

「環境配慮型農業への転換促進緊急対策事業」の２次募集（追加実施）について

時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

　令和７年４月25日開催の説明会にてご案内させていただきました標記事業につきまして、６月23日を交付申請提出期限とし、現在順次交付決定通知の発送を行っているところです。本事業の申請状況を鑑み、この度東京都と調整の結果、下記の通り２次募集(追加実施）をいたします。

　補助金交付申請の提出期間の追加のみで、事業内容や実績報告・請求手続きの期限に変更はありません。

詳細につきましては、下記をご参照いただき、管内組合員への周知ならびにご対応の程よろしくお願い申し上げます。

記

１．追加実施時期

（１）**補助金交付申請の２次募集提出期限（追加実施期間）**

**令和７年８月１日（金）～９月19日（金）まで**

　　　　　※書類が揃い次第、随時提出していただいて構いません。

　　　　　※なお、申請状況により予算の範囲内で調整を行う場合がある。

　（２）**実績報告及び請求書の送付（変更なし）**

**交付決定後・事業の実施 ～ 令和８年２月27日（金）**

　　　　　※書類が揃い次第、随時提出していただいて構いません。

（３）**ＪＡから中央会への提出最終期限（変更なし）**

**令和８年２月27日（金）**

２．事業内容（変更なし）

　（１）背景・目的

　　　　農業に伴い発生する石油由来の廃棄物減量や農薬使用量の削減につながる環境配慮型農業への転換に向けた取組を支援し、農業経営の継続と環境保全を図ることを目的とし、農業に伴い発生する石油由来の廃棄物減量や農薬使用量の削減につながる環境配慮型農業への転換に向けた取組に必要な農業生産資材等の導入経費の一部を助成する。

　（２）対象者

　補助対象者は、都内に住所を有する次の者とする。

（ア）認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「基盤強化　法」という。）第12 条第１項に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者

（イ）認定新規就農者

基盤強化法第14条の４第１項に基づき青年等就農計画の認定を受　けた者

　　　　（ウ）エコ農産物認証生産者

　　　　　　　　東京都エコ農産物認証要綱（平成25年４月１日付25産労農安第１号）に基づき認証を受けた農産物の生産者又は有機ＪＡＳ認証事業者の農業者。ただし、基盤強化法第６条に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下、「基本構想」という。）を定めていない区市町村の生産者等に限る

　　　　（エ）ＧＡＰ認証取得者

　　　　　　　　東京都ＧＡＰ認証制度実施要綱（平成30年２月22日付29産労農安第1242号）、新東京都ＧＡＰ認証制度実施要綱（令和５年３月30日付４産労農安第1547号）に基づくＧＡＰのほか、国際水準ＧＡＰガイドラインに準拠したＧＡＰ認証取得者。ただし、基本構想を定めていない区市町村の生産者等に限る

　（３）補助対象事業の内容

①補助対象事業の内容は次のものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業種目 | 具体的な補助対象等 | 仕様等 |
| 農業生産資材の導入 | ① 生分解性マルチフィルム | 日本バイオプラスチック協会が運営する生分解性プラ識別表示制度によるマーク取得製品であること。  作物収穫後に土壌中にすき込むと、微生物により水と二酸化炭素に分解する資材で、省力化が図れるもの。 |
| ② 生分解性ポット | 日本バイオプラスチック協会が運営する生分解性プラ識別表示制度によるマーク取得製品であること。  苗ポットのまま土中植え込みが可能で微生物により水と二酸化炭素に分解する資材で、省力化が図れるもの。 |
| ③ 施設園芸用赤色防虫ネット | 赤色の網糸で園芸施設等への害虫の侵入防止となるもの。 |
| ④ 施設園芸用長期展張フィルム | 耐用年数目安が５年以上のものに限る。 |
| 備考 | 生分解性の農業生産資材は適正な時期に農地に還元（好き込みなど）を行うこと。 | |
| 同一申請者、同一世帯からの申請は事業実施期間中に１回とする。 | |

②導入事業において補助対象とする費用、補助率等は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象費用 | 農業生産資材の導入費 |
| 補助率 | 補助対象経費の１/２以内（消費税及び地方消費税相当額は補助対象外）。ただし、補助額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。 |
| 補助対象経費及び補助限度額 | 一補助事業者の補助対象経費が100千円以上のものを対象とし、補助限度額は1,000千円とする。 |

３．送付資料について

* 1. 組合員向け事業案内チラシ
  2. ＪＡ東京中央会環境配慮型農業への転換促進緊急対策事業実施要綱・要領
  3. 申請様式等

４．組合員への周知について

　　送付資料を用いて周知のほどお願いいたします。チラシの黄色の網掛け部分については、貴ＪＡにてご編集いただいて構いません。

５．周知時期について

　　貴ＪＡにおいて準備が整い次第、ご案内のほどお願いいたします。

　　また、ＪＡ東京中央会ＨＰの新着情報内にてご案内いたします。

以上

|  |
| --- |
| ＪＡ東京中央会　都市農業支援部　担当：奥住・大川  TEL : 042-528-1375　FAX : 042-528-1374  E-mail：cu\_nousin@tokyo-ja.or.jp  ＜JA東京中央会HP＞  https://www.tokyo-ja.or.jp/ |